

介護報酬改定 事業者向け説明会

令和3年度改定のポイント



盛岡市 保健福祉部介護保険課

本日の流れ

- 1 盛岡市第8期介護保険事業計画と介護報酬改定の概要(5分)
- 2 介護報酬改定内容(共通分)(10分)
- 3 介護報酬改定内容(サービス毎)(10分~20分程度)
- 4 報酬改定に伴う手続き(5分)
- 5 盛岡市からの情報提供・届出時の注意事項(5分)

説明内容における注意事項

本説明会は、令和3年1月18日に開催された、厚生労働省社会福祉審議会介護給付費分科会の答申内容を基本として、令和3年3月17日までに公表された情報に基づいた内容で作成しています。

そのため、説明中で示す本市の解釈・判断等については、今後の通知等により変更となる可能性がありますので、御了承ください。

なお、説明内容に修正・変更等があった場合は、後日情報提供します。

1 盛岡市第8期介護保険事業計画と 介護報酬改定の概要

盛岡市 第8期介護保険事業計画

■ 重点的に取り組む6項目

- ① 地域包括支援センターの充実 (継続)
- ② 在宅医療・介護連携の推進 (継続)
- ③ 認知症施策の推進 (継続)
- ④ 生活支援の充実 (名称変更・継続)
- ⑤ 介護予防の強化 (継続)
- ⑥ 介護人材確保の取組の強化 (新規)

盛岡市における「地域包括ケアシステム」のイメージ

基本理念

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる長寿社会の実現

医療機関・介護施設等との連携による入退院の調整や在宅生活の支援など包括的かつ継続的な支援の実施

在宅医療・介護連携の推進



地域包括支援センター及び介護支援センターによる総合的な支援

市内11か所に設置した地域包括支援センターにおける相談や関係機関との連携

地区福祉推進会や民生委員、NPO、企業など多様な主体による買い物や食事の提供等の生活支援や地域での見守り

多様な主体による生活支援



生活の基盤となる「住まい」において、安定した日常生活を送るための施策の推進



★今日までの市民参加でのまちづくりの成果という「盛岡らしさ」を生かす

介護予防の強化

各地区の老人福祉センター等での介護予防事業の提供や、介護施設への通所等による予防事業の実施

★全国有数の施設数を誇る老人福祉センターという「盛岡の強み」を生かす

生きがいづくりの充実



老人福祉センター等におけるサークル活動等を通じた生きがいづくりの推進

認知症施策の推進

地域における見守りや、認知症に対する市民理解の増進、早期発見・専門医療機関への紹介を通じた対策の実施

令和3年度介護報酬改定の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で
「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、
団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、
2040年も見据えながら、

「地域包括ケアシステムの推進」
「自立支援・重度化防止の取組の推進」
「介護人材の確保・介護現場の革新」
「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

改定率：+0.70%

令和3年度介護報酬改定事項

1. 感染症や災害への対応力強化
2. 地域包括ケアシステムの推進
3. 自立支援・重度化防止の取組の推進
4. 介護人材の確保・介護現場の革新
5. 制度の安定性・持続可能性の確保
6. その他

1. 感染症や災害への対応力強化

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

(1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

- ・ 感染症対策の強化
- ・ 業務継続に向けた取組の強化
- ・ 災害への地域と連携した対応の強化
- ・ 通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

2. 地域包括ケアシステムの推進

住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

- (1) 認知症への対応力向上に向けた取組の推進
- (2) 看取りへの対応の充実
- (3) 医療と介護の連携の推進
- (4) 在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化
- (5) ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- (6) 地域の特性に応じたサービスの確保

3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

- (1) リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化
- (2) 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進
- (3) 寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

- (1) 介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進
- (2) テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進
- (3) 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

5. 制度の安定性・持続可能性の確保

必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

- (1) 評価の適正化・重点化
- (2) 報酬体系の簡素化

6. その他

- 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- 高齢者虐待防止の推進・基準費用額(食費)の見直し
- 感染症対策の強化

2 介護報酬改定内容(共通分)

改定事項 全サービス共通

1. 感染症や災害への対応力強化
2. 地域包括ケアシステムの推進
3. 自立支援・重度化防止の取組の推進
4. 介護人材の確保・介護現場の革新
5. 制度の安定性・持続可能性の確保
6. その他

改定事項 全サービス共通

1. 感染症や災害への対応力強化

(1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

- ① 感染症対策の強化
- ② 業務継続に向けた取組の強化

① 感染症対策の強化

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。

※3年の経過措置期間を設ける

- ・施設系サービス
現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施
- ・訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス
委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等

② 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。

※3年の経過措置期間を設ける

② 業務継続に向けた取組の強化

介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)ガイドライン

各施設・事業所において、自然災害や新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。

ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

- ・BCPとは・新型コロナウイルス感染症BCPとは(自然災害BCPとの違い)
- ・介護サービス事業者に求められる役割・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染(疑い)者発生時の対応等(入所系・通所系・訪問系)等

介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

- ・BCPとは・防災計画と自然災害BCPの違い
- ・介護サービス事業者に求められる役割・BCP作成のポイント
- ・自然災害発生に備えた対応、発生時の対応
(各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項)等



改定事項 全サービス共通

1. 感染症や災害への対応力強化
2. 地域包括ケアシステムの推進
3. 自立支援・重度化防止の取組の推進
4. 介護人材の確保・介護現場の革新
5. 制度の安定性・持続可能性の確保
6. その他

改定事項 全サービス共通

2. 地域包括ケアシステムの推進

(1) 認知症への対応力向上に向けた取組の推進

② 認知症に係る取組の情報公表の推進

④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

② 認知症に係る取組の情報公表の推進

介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導を除く)を対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することを求めることとする。

具体的には、通知「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」(平18老振発0331007)別添1について以下の改正を行う。

別添1：基本情報調査票(下の表は、夜間対応型訪問介護の例)

基本情報調査票：夜間対応型訪問介護
(20XX年XX月XX日現在)

計画年度	年度	記入年月日		
記入者名	所属・職名			
3. 事業所において介護サービスに従事する従業員に関する事項				
従業員のための制度、研修その他の従業員の資質向上に向けた取組の実施状況				
事業所で実施している従業員の資質向上に向けた研修等の実施状況				
(その内容)				
実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア昇位制度の取組				
アセッサー(評価者)の人数	人			
後位取得者の人数	レベル2①	レベル2②	レベル3	レベル4
	人	人	人	人
外部評価(介護プロフェッショナルキャリア昇位制度)の実施状況				[] 0. なし・1. あり

【見直し】

認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、その他の研修の欄を設け、受講人数を入力させる

④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

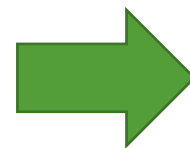
認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、**認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点**から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者には、**介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者**について、**認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。**

※3年の経過措置期間を設ける

※新入職員の受講について1年の猶予期間を設ける

認知症介護基礎研修

新任の介護職員等が認知症介護に最低限必要な知識、技能を修得



【目標】
介護に携わる全ての職員の受講

④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

介護従事者等の認知症対応力向上に向けた研修体系

研修の目的

認知症介護実践研修の企画立案、介護の質の改善について指導できる者を養成

事業所内のケアチームにおけるリーダーを養成

認知症介護の理念、知識及び技術を修得

ステップアップ

指導者研修

実践リーダー研修

実践者研修

受講要件

- ・ 社会福祉士、介護福祉士等の資格を有する者又はこれに準ずる者
- ・ 認知症介護実践者研修を修了した者又はそれと同等の能力を有すると都道府県等が認めた者
- ・ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者等のいずれの要件も満たす者

概ね5年以上の実務経験があり、チームのリーダーになることが予定され、実践者研修を修了して1年以上経過した者

原則、身体介護に関する知識、技術を修得しており、概ね実務経験2年程度の者

改定事項 全サービス共通

1. 感染症や災害への対応力強化
2. 地域包括ケアシステムの推進
3. 自立支援・重度化防止の取組の推進
4. 介護人材の確保・介護現場の革新
5. 制度の安定性・持続可能性の確保
6. その他

改定事項 全サービス共通

3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

(1) リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

① リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進

(2) 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

① CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進

① リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進

リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組を一体的に運用し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から見直しを行う。

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する加算等の算定要件とされている計画作成や会議について、リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士が必要に応じて参加することを明確化する。
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する各種計画書(リハビリテーション計画書、栄養ケア計画書、口腔機能向上サービスの管理指導計画・実施記録)について、重複する記載項目を整理するとともに、それぞれの実施計画を一体的に記入できる様式を設ける。

① CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進①

介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図る観点から、以下の見直しを行う。

ア 施設系サービス、通所系サービス、居住系サービス、多機能系サービスについて、CHASEの収集項目の各領域（総論（ADL）、栄養、口腔・嚥下、認知症）について、事業所の全ての利用者に係るデータを横断的にCHASEに提出してフィードバックを受け、それに基づき事業所の特性やケアの在り方等を検証し、利用者のケアプランや計画への反映、事業所単位でのPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上の取組を評価する加算を創設する。

その際、詳細な既往歴や服薬情報、家族の情報等より精度の高いフィードバックを受けられる項目を提出・活用した場合には、更なる評価を行う区分を設定する。

※ 提出・活用するデータについては、サービスごとの特性や事業所の入力負担等を勘案した項目を設定。

イ CHASEの収集項目に関連する加算等において、利用者ごとの計画書の作成とそれに基づくPDCAサイクルの取組に加えて、データ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上を図ることを評価・推進する。

※ 認知症対応型通所介護について記載。このほか、通所介護や特別養護老人ホーム等の個別機能訓練加算における新たな区分の創設や、リハビリ、栄養関係の加算における要件化を実施。

① CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進②

ウ 介護関連データの収集・活用及びPDCAサイクルによる科学的介護を推進していく観点から、全てのサービス（居宅介護支援を除く）について、CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上の取組を推奨する。居宅介護支援については、各利用者のデータ及びフィードバック情報のケアマネジメントへの活用を推奨する。

※ 令和3年度から、CHASE・VISITを一体的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、以下の統一した名称を用いる予定。

科学的介護情報システム

(Long-term care **I**nformation system **F**or **E**vidence ; **LIFE** ライフ)

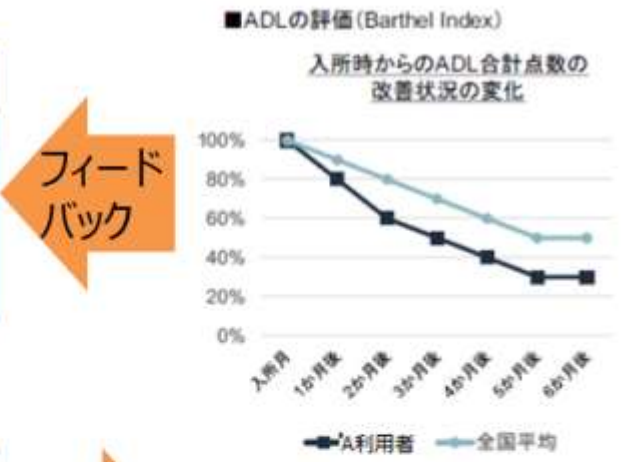
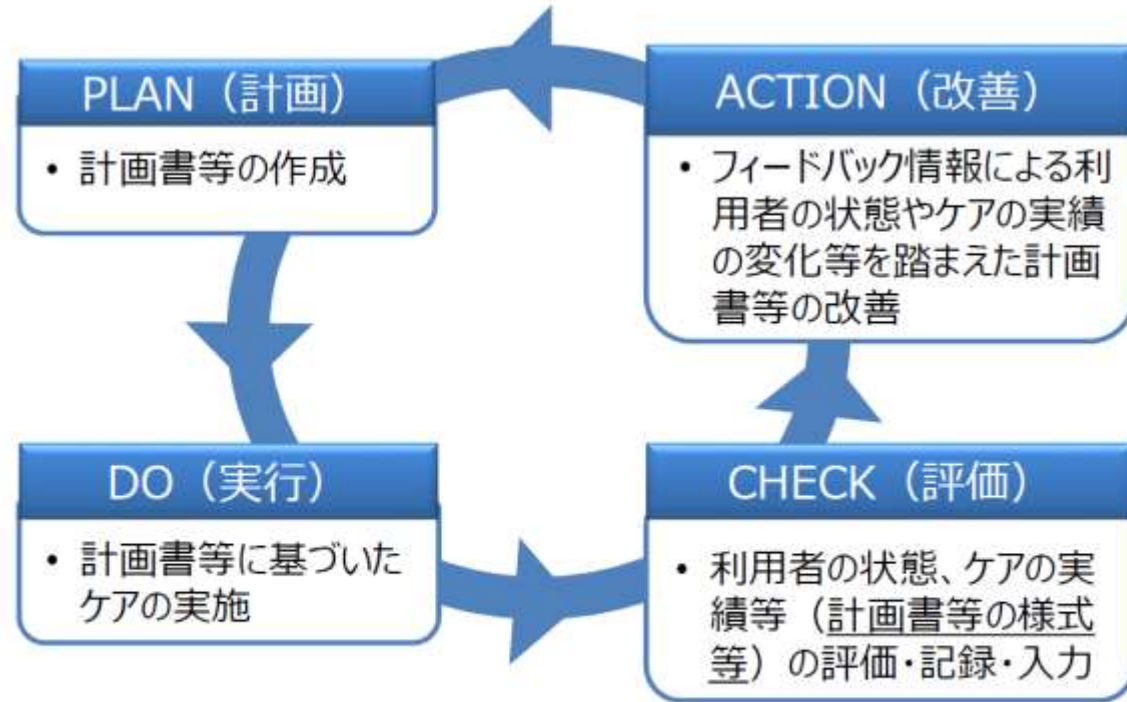
以降の説明では、原則として CHASE 及び VISIT は「**LIFE**」として説明します。

「LIFE」による報告が必要となる加算等については **LIFE** を表示します。

① CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進④

<運営基準（省令）>

○ サービス毎に、以下を規定。（訪問介護の例）
 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施しなければならない。



改定事項 全サービス共通

1. 感染症や災害への対応力強化
2. 地域包括ケアシステムの推進
3. 自立支援・重度化防止の取組の推進
4. 介護人材の確保・介護現場の革新
5. 制度の安定性・持続可能性の確保
6. その他

改定事項 全サービス共通

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

(1) 介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

- ① 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ② 介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ⑥ 人員配置基準における両立支援への配慮
- ⑦ ハラスメント対策の強化

改定事項 全サービス共通

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

(2) テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進

④ 会議や多職種連携におけるICTの活用

(3) 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

① 利用者への説明・同意等に係る見直し

② 員数の記載や変更届出の明確化

③ 記録の保存等に係る見直し

④ 運営規程等の掲示に係る見直し

① 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

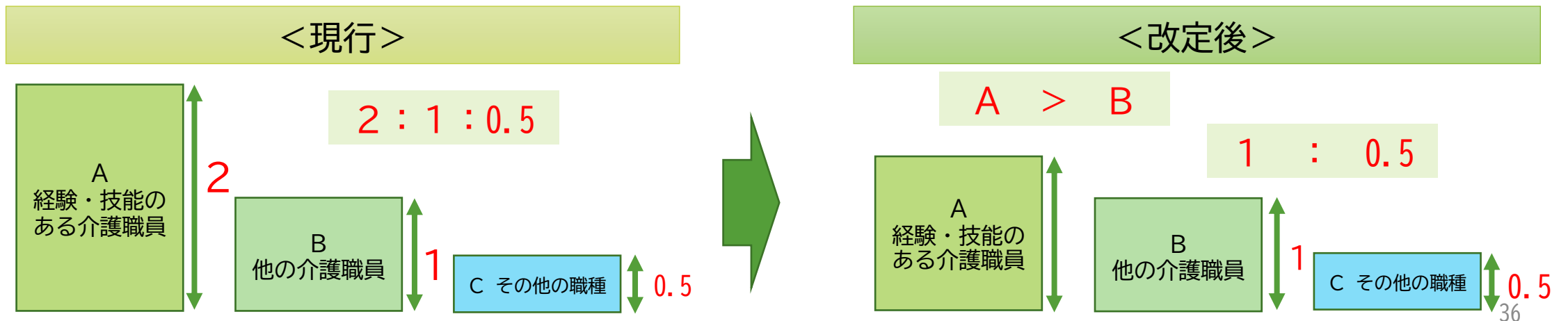
介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである**職場環境等要件**について、介護事業者による職場環境改善の取組をより**実効性が高いものとする観点**から、以下の**見直し**を行う。

- ・ 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行うこと。
 - 職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - 職員のキャリアアップに資する取組
 - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
 - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - 生産性の向上につながる取組
 - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
- ・ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。

② 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。

- ・ 平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、
- ・ 「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。



⑥ 人員配置基準における両立支援への配慮

介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。

- ・「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、**介護の短時間勤務制度等を利用する場合**にも、**週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うこと**を認める。

- ・「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、**週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うこと**を認める。

- ・人員配置基準や報酬算定において**「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合**に、同等の資質を有する**複数の非常勤職員を常勤換算**することで、人員配置基準を満たすことを認める。

この場合において、常勤職員の割合を要件とするサービス提供体制強化加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合、当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。

⑦ ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとする。

○ 運営基準(省令)において、以下を規定(※訪問介護の例)

「指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。」

※併せて、留意事項通知において、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じることも推奨する。

④ 会議や多職種連携におけるICTの活用

運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。

- ・利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「**医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス**」及び「**医療情報システムの安全管理に関するガイドライン**」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
- ・**利用者等が参加して実施するもの**について、上記に加えて、**利用者等の同意**を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

① 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行う。

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

② 員数の記載や変更届出の明確化

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルール解消を図る観点から、運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」について、「〇〇人以上」と記載することが可能であること及び運営規程における「従業員の職種、員数及び職務の内容」について、その変更の届出は年1回で足りることを明確化する。

③ 記録の保存等に係る見直し

- 介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルール解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、電磁的な対応を原則認めることとし、その範囲を明確化する。
- 記録の保存期間について、他の制度の取り扱いも参考としつつ、明確化を図る。

④ 運営規程等の掲示に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上を図る観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。

改定事項 全サービス共通

1. 感染症や災害への対応力強化
2. 地域包括ケアシステムの推進
3. 自立支援・重度化防止の取組の推進
4. 介護人材の確保・介護現場の革新
5. 制度の安定性・持続可能性の確保
6. その他

改定事項 全サービス共通

5. 制度の安定性・持続可能性の確保

(1) 評価の適正化・重点化

⑩ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）の廃止

6. その他

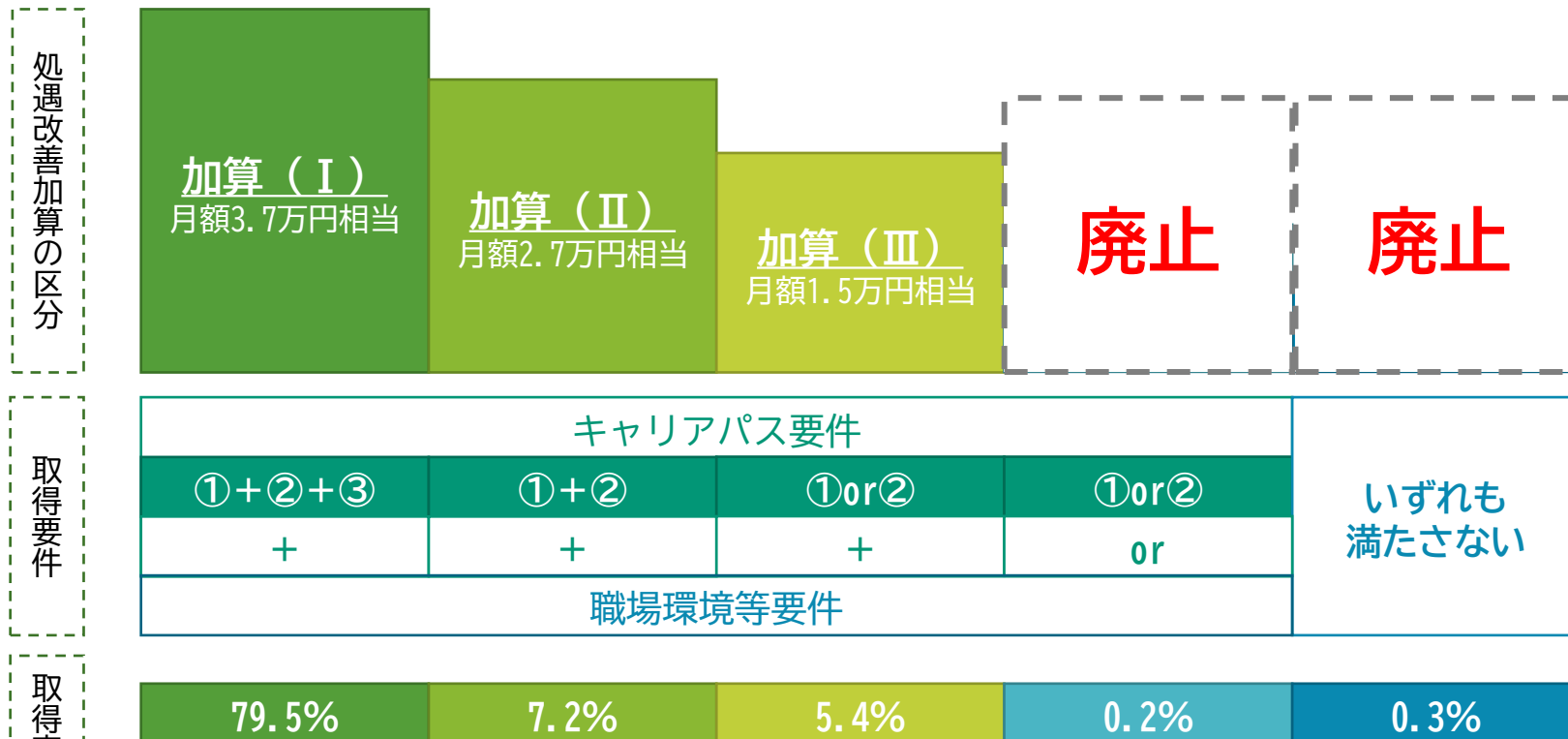
② 高齢者虐待防止の推進

④ 地域区分

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

⑩ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）の廃止

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。



<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

<職場環境等要件>

- 賃金改善を除く、職場環境等の改善

② 高齢者虐待防止の推進

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

○ 運営基準（省令）に以下を規定

- ・入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
- ・運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
- ・虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - 虐待の防止のための指針を整備すること
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

（※3年の経過措置期間を設ける。）

④ 地域区分

【原則】 公務員（国家・地方）の地域手当の設定に準拠する。

【特例】 ①又は②の場合は、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で、見直すことを認める。

① 高い地域区分の地域に全て囲まれている場合

※ 低い級地に囲まれている場合の引き下げも可能

② 公務員の地域手当の設定がない(0%)地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

※ 引き下げは、地域手当の設定がある地域も可能

※ 同一都道府県内で隣接する地域の状況に基づき判断

※ 平成27年度に設けられた経過措置（保険者の判断により、平成27年度～29年度の地域区分の設定値から最終的な設定値までの範囲内で設定可能とするもの）は、令和5年度末まで延長

盛岡市

<現行>

その他の地域 1単位=10.0円



<改定後>

その他の地域 ※変更なし

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする。

この後は、サービス種別ごとの説明
となります。